

訴訟記録の閲覧等及びその制限，IT化に伴う書記官事務の見直し

第1 訴訟記録の閲覧等及びその制限

1 訴訟記録の閲覧等

法第91条による規律に，次のような規律（下線を付したもの）を加えることとしては，どうか。

- (1) 何人も，裁判所書記官に対し，訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- (2) 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については，当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り，(1)の規定による請求をすることができる。
- (3) 事件管理システムの利用の登録をした当事者にあつては，(1)及び(2)の規定にかかわらず，いつでも訴訟記録（訴訟の完結した日から一定の期間（例えば「一年」）以内のものに限る。）の閲覧をすることができる。
- (4) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は，裁判所書記官に対し，訴訟記録の謄写，複製，その正本，謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- (5) 事件管理システムの利用の登録をした当事者にあつては，(4)の規定にかかわらず，いつでも訴訟記録（訴訟の完結した日から一定の期間（例えば「一年」）以内のものに限る。）の複製をすることができる。
- (6) 訴訟記録の閲覧，謄写及び複製の請求並びに(3)の規定による訴訟記録の閲覧及び(5)の規定による訴訟記録の複製は，訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは，することができない。

（注1）第三者による閲覧の請求が可能となる時期及びその対象となる訴訟記録の範囲について，どのように考えるか。

（注2）事件管理システムの利用の登録をしている第三者は，裁判所書記官に対し，都度，利害関係を疎明することにより，自己の端末を使用して，事件管理システムに記録された訴訟記録の閲覧及び複製をすることができることとするについて，どのように考えるか。

（説明）

1 訴訟記録の閲覧等

訴訟記録とは，一定の事件に関して裁判所及び当事者の共通の資料として利用される，受訴裁判所に保管される書面等の総体をいうとされている。

訴訟記録の公開の範囲は立法政策の問題であるが，現行法の規律は，裁判の公開の趣

旨をより徹底するために、全ての人に記録の閲覧の請求権を認めたものとされている。そして、このことを踏まえると、今般の民事裁判手続のIT化により、訴訟記録が全面電子化された場合には、その趣旨を更に徹底し、国民が広く民事裁判手続のIT化による利便を享受することができるようにするという観点から、何人も、いつでも、事件管理システムにログインすることにより、自己の端末を使用して、訴訟記録の閲覧等を行うことができることも考えられるところである。しかし、そのような規律を設けることは、訴訟記録中の当事者のプライバシー等の保護の観点からは、問題があり、多くの国民にとっても、受け入れ難いものとも思われる。

そこで、本文では、民事裁判手続のIT化による即応性などの利便の享受とプライバシー等の保護の均衡を図る観点から、現行の法第91条の規律を基本的に維持しつつ、特に、当事者及び利害関係のある第三者について、主に次の①及び②のような規律を加えることを提案している。

①事件管理システムの利用の登録をした当事者については、いつでも、事件管理システムにログインすることにより、自己の端末を使用して、訴訟記録（訴訟の完結した日から一定の期間（例えば「1年」）以内のものに限る。）の閲覧及び複製をすることができる（本文(3)及び(5)の各下線部）。

②利害関係のある第三者については、利害関係を疎明し、訴訟記録を保管する裁判所の裁判所書記官（裁判所法第60条第1項）に対して複製の請求を行うことにより、（訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に限らず）訴訟記録の全部について、その複製が記録された媒体の交付を受けることができる（本文(4)の下線部）。

このうち、前記①の事件管理システムの利用の登録をした当事者による訴訟記録の閲覧及び複製について、その時期を限定した理由は、次のとおりである。すなわち、この規律は、民事裁判手続のIT化による即応性などの利便の享受とプライバシー等の保護の均衡を図る観点からのものであるが、訴訟の完結後一定の期間が経過した後においては、このうち、民事裁判手続のIT化による即応性などの利便の享受の要請が一定程度後退する反面、プライバシー等の保護の要請はより強まると考えられるところである。そのため、訴訟の完結した日から一定の期間（例えば「1年」）が経過したときは、当事者であっても自己の端末を使用した閲覧及び複製をすることができないという規律とすることを提案したものである。

また、前記②の利害関係のある第三者による訴訟記録の複製の請求について、訴訟記録の電子データの複製まで請求することができることは、当事者のプライバシー等の保護の観点からすれば過大であり、電子データにより構成される訴訟記録の内容を出力した書面の交付を請求することができるとすれば足りるとの指摘がされることも考えられる。しかし、現行法の下でも、訴訟記録の謄写等を請求することができ

(法第91条第3項)、中でも訴訟記録中の録音テープやビデオテープ等については、請求をすれば複製することが許される(同条第4項)以上、利害関係のある第三者が求める場合に、電子データにより構成される訴訟記録の複製を請求することを禁ずるまでの理由とはならないものとも思われる。そのため、利害関係を疎明した第三者については、電子データにより構成される訴訟記録の複製を請求することを許容することとしている。

このほか、所要の場合(例えば、電子データにより構成される訴訟記録の保管や事件管理システムのメンテナンスのために必要な場合等が考えられる。)には、前記①の閲覧及び複製をすることができないとする規律を設ける必要もあると考えられる(本文(6)の下線部)。

以上を踏まえ、訴訟記録の閲覧等につき、本文記載のような規律とすることで、どうか。

2 第三者による閲覧の請求の時期及びその対象となる訴訟記録の範囲

民事訴訟においては、相手方当事者や裁判所が作成した書面等に当事者の秘密が含まれていることがある。このような場合に、閲覧等の制限の申立ての機会を保障したり、当事者の予期しない形で秘密の漏洩を防いだりする観点から、第三者による訴訟記録の閲覧の請求のうち一定のものについては、その時期及びその対象となる訴訟記録の範囲を制限すべきであるとの指摘がある。また、仲裁や民間調停といった非公開の裁判外紛争解決手続との比較という視点から、民事訴訟においても、裁判の公開の趣旨に反しない限度で、立法政策上、訴訟記録が閲覧されないことに対する両当事者の合理的な期待を一定程度は保護することができるものとすべきとの考え方もあり得るところである。

そこで、例えば、第三者は、①当事者が提出した訴状及び答弁書その他の準備書面や当事者又は第三者が書証の申出の準備として提出した文書の写しについて、事件管理システムに記録された時から一定期間を経過した時や、相手方に送達又は送付された時、あるいは口頭弁論又は弁論準備手続の期日における手続を経た時から閲覧をすることができることや、②口外禁止条項が付された和解条項を始めとする和解に関する調書について、閲覧を請求することができないとすることが考えられる。

これらの点を踏まえ、第三者による閲覧の請求の時期及びその対象となる訴訟記録の範囲について、どのように考えるか。

3 利害関係のある第三者による閲覧及び複製の請求

利害関係のある第三者による閲覧及び複製の請求について、本文(1)及び(4)記載の規律(複製につき、前記1②)から更に進めて、その者の利便性を重視し、事件管理シス

テムの利用の登録をしている場合には、裁判所書記官に対し、都度、利害関係を疎明することにより、自己の端末を使用して、事件管理システムにログインした上で、電子データにより構成される訴訟記録の閲覧及び複製をすることができることも考えられる。

その許容性や条件等について、どのように考えるか。

2 秘密保護のための閲覧等の制限

法第92条に、次のような規律を加えることとしては、どうか。

法第92条第1項の決定があったときは、同項の申立てをした当事者以外の当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者、訴訟代理人若しくは補佐人は、準備書面の閲読又は証拠の取調べにより取得した同項の秘密をその訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は他の者に開示してはならない。

（説明）

民事裁判手続のIT化により、訴訟記録が全面電子化された場合には、事件管理システムの利用の登録をする当事者は、自己の端末を使用して、訴訟記録の複製を随時することができることとなると考えられる。そして、このことは、第三者による閲覧等の制限の決定があった場合の秘密記載部分についても同様である。そのため、当事者によって閲覧等の制限の申立てがされ、裁判所がこれを認めた場合であっても、他方当事者が、訴訟記録を、そこに含まれる秘密の利用が極めて容易な方法で複製したり、第三者に開示したりすることによって、閲覧等の制限の趣旨を没却させることができることとなる。

そこで、閲覧等の制限の制度の趣旨に鑑み、閲覧等の制限の決定があった場合には、秘密記載部分の閲読等により取得した秘密について、法第92条第1項の申立てをした当事者以外の当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。特許法第105条第3項参照）、訴訟代理人若しくは補佐人は、同項の秘密を訴訟の追行以外の目的で使用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設けることを提案するものである。

第2 IT化に伴う書記官事務の見直し

IT化に伴う裁判所書記官の事務合理化のための方策について、どのように考えるか。

（説明）

今般の民事裁判手続のIT化により、裁判所の事務、とりわけ、訴訟記録の保管のほか

様々な職掌を担う裁判所書記官の事務は、大きく変わるものと見込まれる。

そして、各種の民事手続法の累次の改正において、裁判所内部の裁判官と裁判所書記官との職務分担の在り方の見直しがされ、それぞれの手続の合理化が図られているところでもある。

そこで、民事裁判手続の I T 化を契機として、民事裁判手続を一層適正かつ迅速なものとするため、裁判所内部の裁判官と裁判所書記官との職務分担の在り方をより合理化することなどが考えられるが、そのための方策について、どのように考えるか。